

3 債務管理制度

(1) 国債整理基金特別会計の歳入・歳出（令和6年度当初予算）

(歳 入)

(歳 出)

(単位：百万円)

(単位：百万円)

	令和5年度 当初予算 (A)	令和6年度 当初予算 (B)	差 引 増▲減額 (B) - (A)
他会計より受入	81,324,198	88,856,307	7,532,109
一般会計より受入	25,249,411	27,008,257	1,758,846
特別会計より受入	56,074,787	61,848,050	5,773,263
交付税及び譲与税配付金	29,669,495	29,710,179	40,684
外国為替資金	489,591	489,149	▲ 441
財政投融资	11,439,807	15,453,960	4,014,153
エネルギー対策	12,398,902	14,090,161	1,691,259
労働保険	374	-	▲ 374
年金	1,446,668	1,445,168	▲ 1,500
食料安定供給	252,051	286,054	34,004
国有林野事業債務管理	344,014	340,115	▲ 3,900
自動車安全	33,885	33,263	▲ 621
東日本大震災復興 他会計より受入	15,587	25,411	9,824
特別会計より受入	15,587	25,411	9,824
東日本大震災復興	15,587	25,411	9,824
脱炭素成長型経済構造移行推進 他会計より受入	607	59,548	58,941
特別会計より受入	607	59,548	58,941
エネルギー対策	607	59,548	58,941
租 税	112,800	114,300	1,500
公 債 金	157,551,331	135,515,353	▲ 22,035,978
公 債 金	153,121,222	131,500,477	▲ 21,620,745
復興借換公債金	3,326,663	3,164,043	▲ 162,619
脱炭素成長型経済 構造移行借換公債金	1,103,446	850,833	▲ 252,614
東日本大震災復興株式 売払収入	200,245	169,152	▲ 31,093
東日本大震災復興配当金 収入	5,440	4,965	▲ 475
東京地下鉄	3,972	4,965	993
日本郵政	1,468	-	▲ 1,468
運用収入	29,281	98,645	69,364
利子収入	29,280	98,644	69,365
売却及償還益金	1	1	▲ 0
東日本大震災復興運用収入	145	404	260
利子収入	145	404	260
脱炭素成長型経済構造移行 推進運用収入	-	199	199
利子収入	-	199	199
雑 収 入	234,040	291,897	57,857
経過利子受入	232,935	290,792	57,857
雑 入	1,105	1,105	-
東日本大震災復興雑収入	22	58	36
経過利子受入	22	58	36
脱炭素成長型経済構造移行 推進雑収入	-	2,748	2,748
経過利子受入	-	2,748	2,748
歳 入 合 計	239,473,695	225,138,987	▲ 14,334,708

	令和5年度 当初予算 (A)	令和6年度 当初予算 (B)	差 引 増▲減額 (B) - (A)
国債整理支出	234,821,541	220,861,626	▲ 13,959,914
証券等製造費	7	3	▲ 3
国債事務取扱手数料	23,403	23,823	420
賠償償還及払戻金	823	823	-
貨幣交換差減補填金	0	0	0
売却及償還差額補填金	29,000	98,000	69,000
債務償還費	224,745,556	209,233,972	▲ 15,511,584
公債等償還	180,090,502	164,865,189	▲ 15,225,313
一般会計負担分	169,290,122	148,209,928	▲ 21,080,194
特別会計負担分	10,800,380	16,655,261	5,854,881
借入金償還	40,339,954	40,562,483	222,529
一般会計負担分	587,449	586,872	▲ 577
特別会計負担分	39,752,506	39,975,611	223,105
政府短期証券償還	4,315,100	3,806,300	▲ 508,800
利子及割引料	10,022,751	11,505,005	1,482,253
公債利子等	9,377,219	10,718,191	1,340,972
一般会計負担分	8,746,695	10,025,625	1,278,930
特別会計負担分	630,524	692,566	62,042
借入金利子	81,972	224,398	142,426
一般会計負担分	11,593	10,725	▲ 868
特別会計負担分	70,379	213,673	143,294
政府短期証券利子	563,561	562,417	▲ 1,144
一般会計負担分	60,000	60,000	-
特別会計負担分	503,561	502,417	▲ 1,144
復興債整理支出	3,548,101	3,364,033	▲ 184,068
国債事務取扱手数料	68	69	0
株式売払手数料	4,007	4,102	95
売却及償還差額補填金	144	404	259
債務償還費	3,528,340	3,334,058	▲ 194,282
公債等償還	3,528,340	3,334,058	▲ 194,282
一般会計負担分	3,528,340	3,334,058	▲ 194,282
利子及割引料	15,541	25,400	9,859
公債利子等	15,241	24,575	9,334
一般会計負担分	15,241	24,575	9,334
借入金利子	300	825	525
一般会計負担分	300	825	525
脱炭素成長型経済構造移行債整理支出	1,104,053	913,328	▲ 190,725
国債事務取扱手数料	7	54	47
売却及償還差額補填金	-	198	198
債務償還費	1,103,446	850,833	▲ 252,614
公債等償還	1,103,446	850,833	▲ 252,614
一般会計負担分	1,103,446	850,833	▲ 252,614
利子及割引料	600	62,242	61,642
公債利子等	-	62,242	62,242
一般会計負担分	-	62,242	62,242
借入金利子	600	-	▲ 600
一般会計負担分	600	-	▲ 600
歳 出 合 計	239,473,695	225,138,987	▲ 14,334,708

(注1) 国債整理支出の一般会計負担分、復興債整理支出の特別会計負担分及び脱炭素成長型経済構造移行債整理支出の特別会計負担分には、整理基金特会独自収入を含みます。

(注2) 計数ごとに四捨五入したため、計において一致しない場合があります。

(2) 各会計の債務償還費、利子及割引料等の状況（令和6年度当初予算・令和4年度決算）

国債整理基金特別会計は、一般会計及び特別会計からの繰入資金等を財源として、公債、借入金等の償還及び利子等の支払を一元的に経理しています。

A 令和6年度当初予算

(単位：百万円)

	債務償還費	利子及割引料	その他	合計	備考
他会計より受入	77,732,850	11,099,643	23,814	88,856,307	
一般会計より受入	17,295,678	9,690,988	21,591	27,008,257	公債の償還及び利子、借入金の償還及び利子、財務省証券の利子等
特別会計より受入	60,437,172	1,408,655	2,223	61,848,050	
交付税及び譲与税配付金	29,510,990	199,189	—	29,710,179	借入金の償還及び利子並びに一時借入金の利子
外国為替資金	—	488,412	738	489,149	外国為替資金証券の利子等
財政投融资	14,755,261	697,234	1,466	15,453,960	財投債の償還及び利子、財政融資資金証券の利子等
エネルギー対策	14,081,134	9,011	16	14,090,161	原子力損害賠償・廃炉等支援機構国債の償還、借入金の償還及び利子、石油証券及び原子力損害賠償支援証券の償還及び利子等
年金	1,436,702	8,464	2	1,445,168	子ども・子育て支援特例公債の利子、借入金の償還及び利子、一時借入金の利子等
食料安定供給	285,079	974	2	286,054	借入金の償還及び利子、食糧証券の償還及び利子等
国有林野事業債務管理	338,470	1,645	—	340,115	借入金の償還及び利子並びに一時借入金の利子
自動車安全	29,535	3,728	—	33,263	借入金の償還及び利子並びに一時借入金の利子
東日本大震災復興他会計より受入	—	25,342	69	25,411	
特別会計より受入	—	25,342	69	25,411	
東日本大震災復興	—	25,342	69	25,411	復興債の利子、一時借入金の利子等
脱炭素成長型経済構造移行推進他会計より受入	—	59,494	54	59,548	
特別会計より受入	—	59,494	54	59,548	
エネルギー対策	—	59,494	54	59,548	脱炭素成長型経済構造移行債の利子等

(注) 計数ごとに四捨五入したため、計において一致しない場合があります。

B 令和4年度決算

(単位：百万円)

	債務償還費	利子及割引料	その他	合計	備考
他会計より受入	76,651,422	7,715,450	16,545	84,383,417	
一般会計より受入	16,704,570	7,148,920	15,545	23,869,035	公債の償還及び利子、借入金の償還及び利子等
特別会計より受入	59,946,852	566,530	1,000	60,514,383	
交付税及び譲与税配付金	30,112,295	3,953	—	30,116,248	借入金の償還及び利子並びに一時借入金の利子
外国為替資金	—	—	301	301	国債事務取扱手数料
財政投融资	17,919,430	559,947	691	18,480,068	財投債の償還及び利子等
エネルギー対策	9,903,966	411	8	9,904,384	原子力損害賠償・廃炉等支援機構国債の償還、借入金の償還及び利子、石油証券の償還等
年金	1,440,920	1,568	—	1,442,488	借入金の償還及び利子並びに一時借入金の利子
食料安定供給	185,539	100	0	185,639	借入金の償還及び利子、食糧証券の償還等
国有林野事業債務管理	353,411	7	—	353,418	借入金の償還及び利子
自動車安全	31,291	545	—	31,836	借入金の償還及び利子
東日本大震災復興他会計より受入	243,072	2,428	44	245,544	
特別会計より受入	243,072	2,428	44	245,544	
東日本大震災復興	243,072	2,428	44	245,544	復興債の償還及び利子等

(注) 計数ごとに四捨五入したため、計において一致しない場合があります。

(3) 国債整理基金の国債償還財源等の繰入額等、償還額、年度末基金残高、借換額 (令和6年度当初予算)

(単位：億円)

	令和4年度(決算)	令和5年度(予定)	令和6年度(予定)
償還財源繰入額等			
公債等	350,450	273,617	338,220
(うち復興債償還財源)	(2,480)	(3,015)	(1,700)
(うち脱炭素成長型経済構造移行債償還財源)	(-)	(-)	(-)
一般会計負担分	163,850	177,613	169,961
特別会計負担分	186,548	94,859	166,553
(うち復興債償還財源)	(2,431)	(1,878)	(-)
(うち脱炭素成長型経済構造移行債償還財源)	(-)	(-)	(-)
株式売払収入	-	1,057	1,650
(うち復興債償還財源)	(-)	(1,057)	(1,650)
運用収入等	52	88	56
(うち復興債償還財源)	(50)	(80)	(50)
(うち脱炭素成長型経済構造移行債償還財源)	(-)	(-)	(-)
借入金	405,153	400,620	402,752
一般会計負担分	3,196	3,095	2,996
特別会計負担分	401,957	397,525	399,756
合計	755,603	674,237	740,972
償還額			
公債等	350,586	273,623	338,214
普通国債	160,191	173,893	166,392
出資国債等	8,720	3,734	22,569
財政投融资特別会計国債	179,194	92,981	147,553
復興債	2,480	3,015	1,700
脱炭素成長型経済構造移行債	-	-	-
借入金	405,153	400,620	402,752
合計	755,739	674,243	740,966
年度末基金残高	30,044	30,038	30,045
(うち復興債償還財源)	(-)	(-)	(-)
(うち脱炭素成長型経済構造移行債償還財源)	(-)	(-)	(-)

(参考)

「特別会計に関する法律」第47条第1項の規定による借換国債収入額	154,988	350,000	445,000
「特別会計に関する法律」第47条第1項の規定による借換国債収入額を含む年度末基金残高	185,032	380,038	475,045

国債借換額	1,477,335	1,550,902	1,355,154
(うち復興債借換分)	(37,837)	(32,177)	(31,640)
(うち脱炭素成長型経済構造移行債借換分)	(-)	(11,034)	(8,508)

- (注1) 株式売払収入は、株式売却経費を控除したものです。
- (注2) 運用収入等には、配当金収入及び前年度剰余金を含みます。
- (注3) 年度末基金残高には、「特別会計に関する法律」第47条第1項の規定による借換国債収入額を含みません。
- (注4) 令和5年度(予定)及び令和6年度(予定)の「特別会計に関する法律」第47条第1項の規定による借換国債収入額には、予算総則上の限度額を計上しています。
- (注5) 単位未満は四捨五入したため、計において一致しない場合があります。

(4) 国債整理基金の国債への運用状況の推移

(単位：兆円)

	平成26年度末	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末
国庫短期証券	17.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
現先等	14.4	0.1	0.3	0.3	0.2	0.6	0.2	0.1	0.1	0.1
計	31.5	0.1	0.3	0.3	0.2	0.6	0.2	0.1	0.1	0.1

(注) 計数ごとに四捨五入したため、計において一致しない場合があります。

(5) 国債整理基金特別会計の剰余金推移

(単位：億円)

	剰余金	
		うち基金残高
平成30年度	30,764	30,059
令和元年度	30,918	30,200
令和2年度	30,522	30,050
令和3年度	30,787	30,180
令和4年度	30,670	30,044
令和5年度	30,038	30,038
令和6年度	30,045	30,045

(注) 令和5年度及び令和6年度は、令和6年度当初予算ベース。

(6) 流動性供給入札結果 (令和5年度)

入札日	R5.4.13	R5.4.18	R5.5.2	R5.5.19	R5.6.8	R5.6.13	R5.7.19	R5.7.21	R5.8.22	R5.8.24	R5.9.19	R5.9.21
対象ゾーン(年)	残存15.5~39	残存5~15.5	残存1~5	残存5~15.5	残存5~15.5	残存15.5~39	残存1~5	残存5~15.5	残存5~15.5	残存15.5~39	残存1~5	残存5~15.5
応募額(億円)	13,969	23,743	22,089	18,517	15,474	14,265	21,729	21,175	17,982	14,520	17,339	16,396
募入決定額(億円)	4,995	4,988	4,977	4,983	4,992	4,966	4,989	4,998	4,989	4,997	4,985	4,990
募入平均利回格差(%)	▲0.013	▲0.012	0.004	0.006	0.002	▲0.019	▲0.014	0.005	0.005	▲0.038	▲0.002	0.009
募入最大利回格差(%)	▲0.011	▲0.009	0.005	0.007	0.003	▲0.017	▲0.013	0.011	0.006	▲0.031	▲0.001	0.013

入札日	R5.10.19	R5.10.25	R5.11.16	R5.11.24	R5.12.20	R5.12.22	R6.1.5	R6.1.22	R6.2.16	R6.2.22	R6.3.21	R6.3.25
対象ゾーン(年)	残存5~15.5	残存15.5~39	残存1~5	残存5~15.5	残存5~15.5	残存15.5~39	残存1~5	残存5~15.5	残存15.5~39	残存5~15.5	残存5~15.5	残存1~5
応募額(億円)	17,858	13,857	19,044	21,853	20,776	10,499	22,163	16,931	14,292	22,330	14,466	18,487
募入決定額(億円)	4,983	4,984	4,995	4,989	4,996	4,995	4,980	4,987	4,988	4,989	4,996	4,991
募入平均利回格差(%)	0.020	0.029	▲0.013	0.031	▲0.081	0.064	▲0.009	▲0.010	0.009	▲0.015	▲0.001	▲0.019
募入最大利回格差(%)	0.023	0.032	▲0.010	0.033	▲0.079	0.085	▲0.008	▲0.007	0.013	▲0.015	0.006	▲0.017

(7) 買入消却入札結果 (令和5年度)

物価連動国債

入札日	応募額(億円)	買入決定額(億円)	買入平均価格較差(円)	買入最大価格較差(円)
R05.04.10	697	200	▲0.335	▲0.31
R05.05.12	808	200	▲0.430	▲0.37
R05.06.21	499	201	▲0.037	0.14
R05.07.12	901	201	▲0.075	0.00
R05.08.10	970	200	▲0.319	▲0.22
R05.09.13	696	201	▲0.069	0.09
R05.10.12	867	202	▲0.084	▲0.01
R05.11.13	988	200	▲0.454	▲0.34
R05.12.13	1,471	200	▲0.830	▲0.83
R06.01.11	1,210	200	▲0.266	▲0.25
R06.02.08	1,205	200	▲0.336	▲0.31
R06.03.04	1,050	201	▲0.331	▲0.26

(8) 買入消却の実施状況

(額面ベース、単位：億円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市中金融機関	7,414	1,202	1,204	1,205	4,810	6,016	5,109	2,404	2,406

(9) 各種会合メンバーと最近の開催実績

A. 国の債務管理に関する研究会

<メンバー>

赤松 慶一	三菱UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社執行役員 フィクストインカム・エクイティグループ長
岩下 真理	大和証券株式会社金融市場調査部チーフマーケットエコノミスト
亀田 啓悟	関西学院大学総合政策学部教授
小枝 淳子	早稲田大学政治経済学術院教授
左三川 郁子	日本経済研究センター研究本部金融研究室長兼首席研究員
篠 潤之介	早稲田大学国際学術院准教授
滝澤 美帆	学習院大学経済学部教授
戸村 肇	早稲田大学政治経済学術院教授
森田 長太郎	オールニッポン・アセットマネジメント チーフストラテジスト 兼 ウォールズ&ブリッジ 代表

以上 9名

(敬称略、五十音順)

(令和6年5月9日現在)

<開催実績>

開催日	内容
令和4年6月13日 (第1回) ※対面/オンライン	・国債発行を取り巻く現状と課題
令和4年11月10日 (第2回)	・国債発行を取り巻く現状と課題 ・円金利市場の動向 ～グローバルな金利上昇圧力の波及～ ・コスト・アット・リスク分析について
令和5年6月2日 (第3回) ※対面/オンライン	・国債の安定消化 ・自然利子率から考える、長期金利の適正水準
令和5年11月21日 (第4回) ※対面/オンライン	・国債発行を取り巻く現状と課題 ・国債市場の現状について (1) 国債市場の流動性と課題について～金利がある世界への備え～ (2) 大阪取引所における国債証券先物取引の状況
令和6年5月9日 (第5回)	・報告 (1) 令和6年度国債発行計画 (2) 金融政策の枠組みの見直しについて ・今後の国債の安定的な発行・消化に向けた課題

B. 国債市場特別参加者会合

<メンバー>

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| SMBC日興証券株式会社 | 岡三証券株式会社 |
| クレディ・アグリコル証券会社 東京支店 | ゴールドマン・サックス証券株式会社 |
| JPMorgan証券株式会社 | シティグループ証券株式会社 |
| ソシエテ・ジェネラル証券株式会社 | 大和証券株式会社 |
| ドイツ証券株式会社 | 東海東京証券株式会社 |
| 野村証券株式会社 | パークレイズ証券株式会社 |
| BNPパリバ証券株式会社 | BoFA証券株式会社 |
| 株式会社みずほ銀行 | みずほ証券株式会社 |
| 株式会社三井住友銀行 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 |
| モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社 | |

以上 19 社

(五十音順)

(令和5年12月27日現在)

<開催実績>

開催日	内容
令和5年6月12日 (第104回)	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年7-9月期における物価連動債の発行額等について 令和5年7-9月期における流動性供給入札の実施額等について 最近の国債市場の状況と今後の見通しについて
令和5年9月27日 (第105回)	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年10-12月期における物価連動債の発行額等について 令和5年10-12月期における流動性供給入札の実施額等について 最近の国債市場の状況と今後の見通しについて
令和5年10月23日 (第106回)	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度補正予算に伴う国債発行計画について
令和5年12月6日 (第107回)	<ul style="list-style-type: none"> クライメート・トランジション利付国債の令和5年度内の入札発行について 令和6年度国債発行計画の策定に向けた現状と課題について 令和6年1-3月期における物価連動債の発行額等について 令和6年1-3月期における流動性供給入札の実施額等について 最近の国債市場の状況と今後の見通しについて
令和6年3月13日 (第108回)	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度における固定利付債のリオープン方式について 令和6年度における固定利付債の入札方式等について 令和6年4-6月期における物価連動債の発行額等について 令和6年4-6月期における流動性供給入札の実施額等について 令和6年度におけるクライメート・トランジション利付国債の入札発行について 最近の国債市場の状況と今後の見通しについて

C. 国債投資家懇談会

<メンバー>

a 投資家

株式会社かんぽ生命保険	企業年金連合会
キャブラ・インベストメント・マネジメントLLP	株式会社京葉銀行
信金中央金庫	全国共済農業協同組合連合会
第一生命保険株式会社	東京海上ホールディングス株式会社
農林中央金庫	PGIMジャパン株式会社
株式会社福岡銀行	株式会社三井住友銀行
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
株式会社ゆうちょ銀行	

以上15社
(五十音順)

b 学者・研究者

神山 弘行 (東京大学大学院法学政治学研究科教授)
富田 俊基 (株式会社野村資本市場研究所客員研究員)
(座長) 吉野 直行 (慶應義塾大学経済学部名誉教授、東京都立大学特任教授、金融庁金融研究センター顧問)

以上3名
(五十音順、敬称略)
(令和6年4月19日現在)

<開催実績>

開催日	内容
令和5年10月23日 (第92回) ※書面開催	・令和5年度補正予算に伴う国債発行計画について
令和5年12月6日 (第93回)	・クライメート・トランジション利付国債の令和5年度内の入札発行について ・令和6年度国債発行計画の策定に向けた現状と課題について ・最近の国債市場の状況と今後の運用見通しについて
令和6年3月13日 (第94回)	・令和6年度における固定利付債のリオープン及び入札方式について ・令和6年4-6月期における物価連動債の発行額等について ・令和6年4-6月期における流動性供給入札の実施額等について ・最近の国債市場の状況と今後の運用見通しについて

D. 国債トプリテラー会議

<メンバー>

- | | |
|--------------|-------------|
| SMBC日興証券株式会社 | 株式会社SBI証券 |
| 株式会社京葉銀行 | 株式会社常陽銀行 |
| 巢鴨信用金庫 | 大和証券株式会社 |
| 多摩信用金庫 | 中央労働金庫 |
| 株式会社東邦銀行 | 長崎三菱信用組合 |
| 野村証券株式会社 | 株式会社八十二銀行 |
| 株式会社北洋銀行 | 株式会社みずほ銀行 |
| みずほ証券株式会社 | 株式会社三井住友銀行 |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 株式会社三菱UFJ銀行 |
| 宮崎県農業協同組合 | 株式会社ゆうちょ銀行 |

以上 20 機関
(五十音順)
(令和6年5月31日現在)

<開催実績>

開催日	内容
令和2年6月10日 (第19回) ※電話会議	・個人向け国債の販売動向等、個人向け国債の広告、個人向け国債の長期安定保有の促進について当局からの説明 ・それぞれの件についての意見交換
令和3年6月7日 (第20回) ※オンライン	・個人向け国債の販売動向等、個人向け国債販売にあたっての取組事例、発行当局と取扱機関との連携強化、個人向け国債の広告について当局からの説明 ・個人向け国債販売にあたっての取組事例について金融機関からの説明 ・それぞれの件についての意見交換
令和4年6月8日 (第21回) ※オンライン	・個人向け国債の販売動向等、個人向け国債の広告、個人向け国債販売にあたっての取組事例、個人向け国債の取扱事務に係る注意事項、令和4年度の取組方針について当局からの説明 ・個人向け国債販売にあたっての取組事例について金融機関からの説明 ・それぞれの件についての意見交換
令和5年6月15日 (第22回) ※対面/オンライン	・個人向け国債の販売動向等、個人向け国債の広告について当局からの説明 ・個人向け国債販売にあたっての取組事例について金融機関からの説明 ・それぞれの件についての意見交換
令和6年6月7日 (第23回) ※対面/オンライン	・個人向け国債の販売動向等について当局からの説明 ・個人向け国債の広告について広告代理店からの説明 ・個人向け国債販売にあたっての取組事例等について金融機関からの説明 ・それぞれの件についての意見交換

(10) 戦後の国債管理政策の推移

年度	国債管理政策等	財政政策等
昭和 22 ~ 39		
40	41.1 シ団引受開始 (7年債) 41.3 運用部引受開始	補正予算で歳入補填債発行
41		当初予算で建設公債発行
42		現在の減債制度確立 (60年償還ルール)
43	43.4 特別マル優制度の導入 43.5 減債制度の確立	
44		
45		大阪万国博覧会
46	47.1 国債の償還期限延長 (7年→10年)	ニクソン・ショック スミソニアン協定
47		
48		福祉元年 変動為替相場制移行 第一次石油危機
49		
50		財政危機宣言 補正予算で特例公債発行
51	52.1 割引国債 (5年) 発行開始	55年度特例公債脱却目標設定
52	52.4 金融機関の取得した国債の流動化開始	
53	53.6 中期国債 (3年) の公募入札開始	
54	54.6 中期国債 (2年) の公募入札開始 55.1 中期国債ファンド発売 55.2 国債振替決済制度の創設	機関車論 59年度特例公債脱却目標設定 第二次石油危機
55	55.6 中期国債 (4年) の公募入札開始	
56	56.9 6年債の直接発行	増税なき財政再建 土光臨調発足 (3K (米、国鉄、健康保険) 問題)
57	58.2 15年変動利付国債の直接発行	ゼロ・シーリング
58	58.4 金融機関による国債の募集の取扱い開始 58.9 20年債の直接発行	65年度特例公債脱却目標設定 マイナス・シーリング
59	59.6 金融機関による国債のディーリング開始	
60	60.6 国債整理基金特別会計法の改正 ① 短期国債、借換債前倒し発行 ② 電電株式等の同基金への帰属 60.10 国債先物取引開始 61.2 短期国債の公募入札開始	日本電電公社・日本専売公社民営化 ブラザ合意
61	61.10 20年債のシ団引受開始	基礎年金制度導入
62	62.9 20年債の公募入札開始 62.11 10年債の引受額入札方式導入	日本国有鉄道民営化
63	63.4 郵便局における国債の募集の取扱い開始	
平成元	元.4 シ団10年債の部分的入札制導入	消費税導入 (3%)
2	2.10 シ団10年債の入札割合を40%から60%に拡大	特例公債発行脱却 臨時特別公債発行 (湾岸戦争への対応)
3	3.4 10年債入札結果の即日発表	バブル経済崩壊
4	4.4 外国法人が保有するTB・FBの償還差益非課税措置	
5	6.1 マル優枠の拡大 (350万円) 6.2 6年債の公募入札開始	
6		減税特例公債発行 (~8年度) 阪神・淡路大震災→補正予算 (6年度) で特例公債発行
7		
8	8.4 20年債の四半期毎入札の導入 8.4 日本版レポ取引開始	所得税減税 (税率構造の累進緩和等)
9		消費税率3%→5% 財政構造改革法成立 アジア通貨危機・国内金融システム問題
10	10.4 中期国債の非競争入札開始 11.1 繰上償還条項の撤廃 11.3 入札日程及び発行額の事前公表	財政構造改革法停止
11	11.4 TB1年物の公募入札開始 11.9 30年債公募入札開始 12.2 5年利付債導入	所得税減税 (最高税率の引下げ) 法人税減税 (税率引下げ)
12	12.6 15年変動利付国債の公募入札開始 12.9 国債市場懇談会の開催開始 12.11 3年割引債の公募入札開始 13.3 即時銘柄統合 (リオープン) 方式の導入	介護保険制度導入
13	13.4 新規先取引の導入 13.10 入札日程の公表方式を変更し、常時翌3か月分を公表	14年度国債発行額 30兆円以下目標
14	14.4 国債投資家懇談会の開催開始 14.5 シ団の競争入札比率の引上げ (60%から75%に、14年5月債から実施) シ団引受手数料の引下げ (63銭から39銭に、14年5月債から実施) 15.1 新しい振替決済制度の導入 ストリップ債の導入 15.2 買入消却の入札開始 15.3 個人向け国債の導入	
15	15.5 シ団の競争入札比率の引上げ (75%から80%に、15年5月債から実施) 15.12 「国債管理政策の新たな展開」公表 16.2 WI取引 (入札前取引) の開始 16.3 物価連動国債の発行	

年度	国債管理政策等	財政政策等
16	16.5 シ団の競争入札比率の引上げ (80%から85%に、16年5月債から実施) シ団引受手数料の引下げ (39銭から23銭に、16年5月債から実施)	所得税から住民税への税源移譲
	16.7 国債管理体制の強化 国債担当審議官・市場分析官の新設 国債企画課・国債業務課の二課体制化 民間人の登用等	
	16.10 国債市場特別参加者制度の導入 国債市場特別参加者の指定 国債市場特別参加者会合の開催開始 第Ⅱ非価格競争入札開始	
	16.11 国の債務管理の在り方に関する懇談会の開催開始	
	17.1 国債に係る海外説明会(海外IR)開始	
17	17.4 第Ⅰ非価格競争入札開始 シ団の競争入札比率の引上げ (85%から90%に、17年4月債から実施)	
	17.7 入札に関するルール等の見直し 国債及びFBの競争入札における応札制限の導入 15年変動利付国債の入札方式変更(価格コンベンショナル方式)	
	18.1 新型個人向け国債(固定利付型)の導入 買入消却の対象の拡大(対象銘柄を全銘柄に拡大)	
	18.3 シ団の廃止	
	18.4 流動性供給入札の導入	
18	18.12 物価連動国債及び30年債の原則リオープン化を公表 F B 6ヶ月物導入(T B 6ヶ月物からの振り替え)	2011年度PB黒字化目標設定
	19.1	
	19.4 特別会計に関する法律施行(スワップ取引等規定の整備)	
	19.4 30年債の入札方式の変更(価格コンベンショナル方式)	
	19.6 トップリテラー会議の開催開始	
19	19.9 15年変動利付国債の原則リオープン化を公表	郵政民営化
	19.10 新型窓口販売方式の導入	
	19.11 40年債の公募入札開始	
	20.4 特別流動性供給入札制度の導入	
	20.4 利付国債の発行日を、原則T(入札日)+3日に設定	
20	20.4 流動性供給入札制度の対象の拡大 (対象銘柄を6~29年の利付債に拡大[物国、変国等を除く])	後期高齢者医療制度導入 リーマン・ショック
	20.6 ストリップス債の買入消却の開始	
	20.8 15年変動利付国債の発行予定額の減額(年間4回→年間2回)	
	20.9.10 物価連動国債等の発行予定額の減額等(発行取り止め)	
	20.12 15年変動利付国債・物価連動国債の発行予定額の減額 (21年2月発行取り止め)等	
	21.1 第Ⅱ非価格競争入札の応札限度額を「価格競争入札等における落札額の10%」から「同15%」に引き上げ	
	21.2 TB・FBの統合発行(T-Bill)を開始	
21	21.4 市中からの買入消却の総額を3兆円から4兆円に拡大 (物価連動国債と15年変動利付国債に重点)	
	21.7 流動性供給入札制度の対象の拡大 (対象銘柄を5~29年の利付債に拡大)	
	22.1 物価連動国債と変動利付国債の買入消却について、危機対応から平時への移行という視点を踏まえ、減額を開始	
	22.3 財務省ホームページにおいて、流通市場における実勢価格に基づいてコンスタント・マチュリティー・ベースの実勢金利を公表	
22	22.7 個人向け国債固定3年債を平成22年7月(募集は6月)より発行開始	2020年度PB黒字化目標設定
	22.12 国債整理基金の取崩しを財源とした買入消却を実施	
23	23.7 個人向け国債変動10年債の金利計算方法を改定	東日本大震災→補正予算で復興債発行
	24.1 個人向け復興国債を平成24年1月(募集は12月)より発行	
24	24.4 個人向け復興応援国債を平成24年4月(募集は3月)より発行	年金特例公債発行(〜25年度)
	25.1 国債発行等を原則T(入札日)+2日に設定 国債整理基金残高の圧縮による借換債の発行抑制を公表	
25	25.7 流動性供給入札制度の対象の拡大 (対象銘柄を5~39年の利付債に拡大)	
	25.10 物価連動国債の発行再開	
	25.12 個人向け国債変動10年債と固定5年債の毎月募集・発行を開始 20年債の原則リオープン化を公表	
26	26.5 平成27年1月以降の物価連動国債の個人保有解禁を公表	消費税率5%→8%
	27.1 物価連動国債の相対取引での個人向け販売開始	
27	27.4 入札参加者の応札上限を「発行予定額」から「発行予定額の2分の1」に引下げ	PB中間目標達成
	27.4 国債市場特別参加者の応札責任を「発行予定額の3%以上」から「同4%以上」に引上げ	
28	28.4 流動性供給入札制度の対象の拡大 (対象銘柄を1~39年の利付債に拡大)	
	28.4 物価連動国債の買入消却開始	
29	29.7 第Ⅰ非価格競争入札の発行限度額を「発行予定額の10%」から「同20%」に拡大	
	29.7 国債市場特別参加者の応札責任を「発行予定額の4%以上」から「同5%以上」に引上げ	
30	30.5 国債発行等を原則T(入札日)+1日に設定	2025年度PB黒字化目標設定
	令和元	
令和元	2.1 第Ⅱ非価格競争入札の応札限度額を「価格競争入札等における落札額の15%」から「同10%」に引下げ	消費税率8%→10% 消費税軽減税率制度導入 新型コロナウイルス感染症感染拡大
	2.3 物価連動国債の3,000億円の買入れを実施	
2	2.4 物価連動国債の第Ⅱ非価格競争入札の取り止め	
	2.4 物価連動国債の買入消却額を1回あたり200億円から500億円に増額	
	2.10 個人向け国債の手数料体系見直し(管理手数料の導入)	
3	3.4 利付債の表面利率の下限を0.1%から0.005%に引下げ	
	3.6 国の債務管理の在り方に関する懇談会の開催終了	
	4.1 物価連動国債の買入消却額を1回あたり500億円から200億円に減額	
	4.3 国債市場特別参加者の応札責任を「発行予定額の5%以上」から「同100/n(※)%以上」に変更 ※nは国債市場特別参加者の数	
4	4.6 国の債務管理に関する研究会の開催開始	
5	6.2 クライメート・トランジション利付国債の公募入札開始	

(11) 国債に係る法制度

A 起債根拠法

全ての国債は法律の規定に基づき発行されており、その根拠となる法律に応じて、国の歳出の財源となる国債（建設国債、特例国債、復興債、脱炭素成長型経済構造移行債、子ども・子育て支援特例公債、借換債、財政投融资特別会計国債等）、国庫等の一時的な資金不足を補うために発行される政府短期証券及び金銭の支払に代えて発行される交付国債に分類されます。

なお、国が新たに債務を負担するには、憲法第85条の規定によれば、国会の議決に基づくことが必要とされています。

a 「財政法」第4条第1項ただし書（建設国債）

「財政法」第4条第1項ただし書は、公共事業費、出資金及び貸付金に相当する金額の範囲内で、例外的に公債発行又は借入金を許容しています。これらはいずれも消費的支出ではなく、国の資産を形成するものであり、通常、その資産からの受益も長期にわたるので、これらの経費については公債発行又は借入れという形でその財源を賄い、その元利償還を通じて、後世代にも相応の負担を求めることを許しているものと考えられます。

すなわち、同条第1項は、負担の世代間公平という考え方に立って、公共事業費等に限って公債発行又は借入れを認めるといふ形での健全財政の原則を定めたものと解されます。

ただし、建設国債の発行は国会の議決を経た金額の範囲内でなければならないとされており、発行限度額は、一般会計予算総則に規定されています。

また、同条第2項では、発行限度額の議決を経ようとするときには償還計画表を国会に提出しなければならないとされており、この償還計画表の中で、年度別の償還予定額を示し、償還方法・償還期限を明らかにしています。

b 特例公債法（特例国債）

各年度の特例公債法及び「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律」には、「財政法第4条第1項ただし書の規定により発行する公債のほか」と規定されていますが、この趣旨は、特例国債が発行できる場合を、建設国債を発行しても、なお歳入が不足すると見込まれる場合に限定することにあります。

これらの法律には特例国債の発行権限のみを規定し、具体的な発行限度額は予算総則に規定するという構成を採ったのは、毎年度の国債の発行額は当該年度の歳入歳出全体のバランスの中で決まるものであり、この意味で国債の発行限度額は歳入歳出予算と不離一体の関係にあることから、これを予算総則に規定することによって、歳入歳出予算の一環として国会の審議・議決を受けることが、この性格上最もふさわしいと考えられるためです。

また、建設国債と同様に、特例国債の発行限度額について国会の議決を経るに当たっては、審議の参考に供するため、償還計画表を国会に提出することとされています。

特例国債の発行は特例的に行われるので、実際の発行に当たっては、国会の議決を経た金額の範囲内で、税収など他の歳入の状況を考慮に入れ、できる限りその発行額を最小限に抑える必要があります。このような考え方から、毎会計年度の税収の収納期限である翌年度の5月末までの税収など他の歳入の状況を考慮して特例国債の発行額の調整を行えるよう、特例国債の発行時期を翌年度の6月末までとする出納整理期間発行の制度が設けられています。

なお、政府は特例国債の速やかな減債に努めるものとされています。

c 「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」第69条第1項及び第4項（復興債）

復興債は、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」第69条第1項及び第4項の規定に基づき、東日本大震災からの復興のために平成23年度から令和7年度までの間において実施する施策に必要な財源を確保するために発行される国債です。なお、復興債は、平成23年度のみ一般会計で発行されましたが、平成24年度以降は、東日本大震災復興特別会計で発行されています。

復興債については、建設国債や特例国債と同様に、国会の議決を経た金額の範囲内で発行できるとされており、その発行限度額は、平成23年度については一般会計予算総則に、平成24年度以降は特別会計予算総則に規定されています。また、特例国債と同様に、出納整理期間発行の制度が設けられています。

なお、復興債及びその借換債については、令和19年度までの間に償還するものとされており、これらの償還に要する費用の財源については、平成24年度から令和19年度までの間における復興特別税等の収入を充てるものとされています。

d 「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」第7条第1項（脱炭素成長型経済構造移行債）

脱炭素成長型経済構造移行債（GX経済移行債）は、「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」第7条第1項の規定に基づき、令和5年度から令和14年度までの各年度に限り、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する施策に要する費用の財源を確保するために発行される国債です。

GX経済移行債については、建設国債、特例国債及び復興債と同様に、国会の議決を経た金額の範囲内で発行できるとされており、その発行限度額は、特別会計予算総則に規定されています。また、特例国債及び復興債と同様に、出納整理期間発行の制度が設けられています。

なお、GX経済移行債及びその借換債については、令和32年度までの間に化石燃料賦課金及び特定事業者負担金により償還するものとされています。

e 「子ども・子育て支援法」第71条の26第1項（子ども・子育て支援特例公債）

子ども・子育て支援特例公債（子ども特例債）は、「子ども・子育て支援法」第71条の26第1項の規定に基づき、令和6年度から令和10年度までの間、子ども・子育て政策の抜本的な強化に当たり、安定財源を確保するまでの間に財源不足が生じないよう、必要に応じつなぎとして発行される国債です。

子ども特例債については、建設国債、特例国債、復興債及びGX経済移行債と同様に、国会の議決を経た金額の範囲内で発行できるとされており、その発行限度額は、特別会計予算総則に規定されています。また、特例国債、復興債及びGX経済移行債と同様に、出納整理期間発行の制度が設けられています。

なお、子ども特例債及びその借換債については、令和33年度までの間に子ども・子育て支援納付金により償還するものとされています。

f 「特別会計に関する法律」第46条第1項及び第47条第1項（借換債）

「特別会計に関する法律」第46条第1項は、国債の整理又は償還のために必要な額を限度として、発行限度額について国会の議決を経たり、償還計画を提出したりすることなく、政府は借換債を発行することができるとしています。これは建設国債や特例国債のような新規に発行する国債と異なり、債務残高の増加をもたらさないという借換債の性格に基づくものです。また、実態的にも、借換債の発行については、金融情勢に応じて機動的、弾力的に行う必要があり、あらかじめ償還計画を提出したり、借換債発行額について国会の議決を受けたりすることにはなじまないものがあります。

なお、同法第47条第1項は、借換債を金融情勢などに応じて弾力的に発行できるようにするため、会計年度を越えた借換債の前倒し発行も認めています。この前倒し発行は、毎年度の特別会計予算総則であらかじめ国会の議決を経た限度額の範囲内で行われています。

g 「特別会計に関する法律」第62条第1項（財政投融资特別会計国債）

平成13年度の財政投融资制度の改革に伴い、「特別会計に関する法律」第62条第1項は、財政融資資金において運用の財源に充てるため、財政融資資金勘定の負担により、財政投融资特別会計国債（財投債）を発行することができるとしています。同条第2項では、財投債は国がその信用に基づいて発行するものなので、他の国債と同様に発行限度額について国会の議決を経なければならないとされています。また、同条第3項では、償還計画を歳入歳出予定計算書に添付することとされています。

h その他（政府短期証券等）

政府短期証券は、「財政法」第7条又は「特別会計に関する法律」等を根拠として発行されており、また、交付国債については、その交付国債の種類ごとに各種弔慰金等の支給法、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法等の個別法が、その発行根拠法とされています。

B その他の法律

a 「国債ニ関スル法律」（国債の取扱い）

「国債ニ関スル法律」は、国債の取扱いについての基本的な事項を定めています。

法律で規定されている内容としては、

- ・国債の発行条件などの起債に関する事項、元利金の支払、証券及び登録に関し必要な事項の決定を財務大臣が行うこと
- ・国債に関する事務を日本銀行に行わせること
- ・国債の登録
- ・国債の譲渡制限
- ・国債証券を滅紛失した場合の救済措置
- ・国債の消滅時効

などがありますが、この法律に規定されていない事項については、民法、商法などの規定や取引慣行などの一般原則によることとなっています。

なお、国債の発行、償還等についての具体的な手続については、「国債規則」、「国債の発行等に関する省令」、「日本銀行国債事務取扱規程」、「日本銀行の国債元利金の支払等の特別取扱手続に関する省令」等の下位法令によって規定されています。

b 「特別会計に関する法律」第38条～第49条（国債の償還等）

国債の償還（元本の支払）や利子の支払については、「特別会計に関する法律」に基づいて設置された国債整理基金を通じて行われています。

国債整理基金に関し、この法律は、

- ・借入金を含む国債の円滑な償還及び発行のための国債整理基金の設置
- ・償還財源に充てるための繰入れ及びその方法
- ・国債の整理又は償還のための国債（借換債）の発行
- ・債務償還費の逐次繰越

等の事項について規定しています。